

◎新潟県告示第78号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年1月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏名	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
小田切 久一（あん摩・マッサージ、はり・きゅう）	月岡温泉419-1	開設施術所	（株）エニーケア	在宅マッサージ小田切	平成28年10月27日